

令和6年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月11日(木) 13時30分から13時59分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (16名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	2番 山崎 彰			
委員	1番 山内 茂	3番 小松 和啓	4番 藤原 新市	
	5番 堤 昭雄	7番 三谷 富重	9番 三木 克司	
	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	12番 西岡 久	
	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子	15番 五百蔵 純太	
	16番 門脇 義人	18番 宗石 大輔		

4. 欠席委員 (3名)

6番 竹村 純吉 8番 西村 広幸 17番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第5号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第6号	香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
	第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地主幹	大倉 達也

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) はい、それでは定刻になりましたので、ただ今から始めたいと思います。 それではただ今から、令和6年第1回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。 となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、明けましておめでとうございます。また今年もよろしくお願ひしたい と思います。年明け早々からですね、東北の方では大きな地震が発生し、大 変まあ、被災者も出てるってということで、まあ心配もするところもあります し、また羽田空港でも飛行機事故があつて、死者も出ておりますし、年明け 早々からですね、あまりいいことは無いような幕開けになったんじゃないかな と思います。地域計画につきましてもですね、山田の方も順調に説明会を進め

ております。実は今日も午後、明治の地区の方で説明会があつてですね、岡田委員そして関係する推進委員さんがそっちの方に出席をしておりますので今日はこの席が欠席になっておりますけど、よろしくお願いをしたいと思います。今年に入りまして順次山田が済んだらですね、香北、物部と進んでいくと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。本日の議案の訂正事項についてはありませんし、それから本日の議事録の署名もご指名させていただきます。岡本委員、竹平委員にお願いをしますのでよろしくお願いを致します。先程言いましたように欠席届けがですね、西村委員と岡田委員、竹村委員さんから欠席届けが出ておりますのでご報告をさせていただきます。

それでは順次、会に入って行きたいと思いますので、よろしくお願いをします。議案書に沿ひましてですね、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町本村字ヒガシヅクリ366番、地目は畑、面積は160㎡、外3筆、計4筆で合計面積2,073㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,399.49㎡、譲渡理由は贈与（親族）、譲受理由は受贈（親族）、資料は1です。

調査書の方に取得をして作物をこれこれ作りますっていうところが第2項第6号って調査書のところがありますが、写真資料と合わせて見ていただくと柚子が植わってる方の筆もあります。そちらは引き続き、前の方が柚子の畑で使ってたのでそのままっていうことなので主に水稻と野菜をメインの広い圃場で作るということでしたので、柚子はそのまま残して使うということです。

続いて2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町頓定字岡田71番、地目は田、面積は178㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,013㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,340.91㎡、譲渡理由は経営縮小（高齢化）、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり296,150円で総額300,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議

長

以上、議案第1号につきまして説明がありましたので、第1号の案につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

———質 疑 な し ———

議

長

格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 議 な し ———

議

長

はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議

長

はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

続きまして議案第2号の非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町植字ツエ坂西平749番2、地目は畑、面積は128㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「当該申請地は、昭和30年に専用住宅、昭和58年に付属家が建築され宅地として現在に至っている。」調査員は堤委員で資料は3です。

続きまして2番、申請地は土佐山田町佐野字カチガ久保1177番1、地目は畑、面積は363㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「非農地となった時期は不明だが、現況宅地の一部となっており、建物の築年数から考えると少なくとも30年以上経過していると思われる。」調査員は藤原委員で資料は4です。

続きまして3番、申請地は土佐山田町逆川字下龍川1390番2、地目は田、面積は31㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「平成5年頃藁葺屋根の建物が建てられており、その後平成15年頃にはプレハブ小屋が建てられ、その所有者が同年6月18日に亡くなり、同年8月18日にその子のが相続登記をし、が平成27年4月6日に亡くなって平成28年10月12日に妻のが相続登記し、現在に至っております。」調査員は森田委員、中越推進委員で資料は5です。以上です。

議長

はい、説明が終わりました。調査員として1番の堤委員からお願いします。

委員(5番)

はい、それでは資料3をご覧ください。ここは植楠目線の植大日寺と鏡野中学校のちょうど中間位のところでして、ライティングパーク土佐という乗馬クラブが、馬がようおります。そこから西へ50m位行ったところを、北へ6,70m上がったところがこの現地です。この方、ここで元々暮らしておりまして、30年位前にちょっと下の入口の方へ下りて来て、下りてきております。元々住んでおったところです。隣の右側、道の右側に農地がありますが、こちらの人の承諾ももらっておるということで問題は無いと思います。以上です。

議長

はい、続きまして2番、藤原委員お願いします。

委員(4番)

それでは資料4の方を見て下さい。現場の方は談議所の方から物部川の北岸沿いの方の県道の方を行ったところの道路沿いにあります。この該当のところから500m位離れたところに私の自宅があるんですけども、40年近く前に建てたんですが、そのころすでにこのような現況になっておりました。そのお宅のさんて言うんですけど、財産管理人のほうの申請になってますけれども、お父さんも息子さんもお亡くなりになってずっとしばらく無人の状態になってるってというような状態になっております。問題無いと思います。以上です。

議長

はい、有難うございました。それでは続きまして3番をですね、調査員、森田さん、中越さんを代表しまして中越さんお願いします。

推進委員
(6番)

説明します。場所は龍河洞保存会の駐車場の入り口にあたる場所です。この場所自体が50年以上前から全然農地として使われてないということで、それから周りも龍河洞保存会の敷地として使われてますんで、別に問題無いと思います。以上です。

議長

はい、有難うございました。それぞれ補足説明も終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。議案第2号の非農地証明願いにつきまして何かご質問はありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 説明のとおり、格段質問も無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

———異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告についてお願いします。

事 務 局 報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町楠目字鎮守宮2750番1、地目は田、面積は545㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年11月20日、解約理由は高齢化のためです。
2番、申請地は土佐山田町楠目字門前2826番1、地目は田、面積は373㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年11月20日、解約理由は高齢化のためです。
3番、申請地は土佐山田町字山ノ間丸212番1、地目は田、面積は1,649㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、申込日、成立日、引渡日共に令和5年12月7日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議 長 議案第3号に農地法第18条第6項の解約通知報告の説明がありました。ご質問を受けたいと思いますが、何か質問ありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、この件につきましては通知報告ですので通知のみとさせていただきます。
それでは議案第4号農地法第5条の規定による届出についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町楠目字大ツカ西713番9、地目は畑、面積は145㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転川目的は来客用の駐車場、資料は6で調査員は事務局高月です。以上です。

議 長 はい、議案第4号につきまして説明がありましたが、この件につきまして何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、議案第4号農地法第5条の規定による届出の報告に

つきましては届出ですので、報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画について諮問ですが、説明をお願いします。

事務局

はい、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町加茂の農地、2,083㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。

続いて、通常の賃貸借権になります。

2番、新規で、土佐山田町下ノ村の農地3筆、合計5,333㎡を[]の[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

3番も、新規で、土佐山田町山田の農地、3,815㎡を2番と同じ[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

4番も新規で、土佐山田町京田の農地2筆、合計5,114㎡を2番、3番と同じ[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

5番も新規で、土佐山田町山田の農地4筆、合計3,101㎡を2番、3番4番と同じ[]が借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

6番も新規で、土佐山田町山田の農地2筆、合計4,123㎡を2番、3番、4番、5番と同じ[]が借り受け、ソルゴーを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

7番は再設定で、土佐山田町楠目の農地2筆、合計508㎡を[]の[]さんが借り受け、藍を栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

8番は新規で、土佐山田町山田の農地、3,094㎡を[]の[]さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は4年11ヶ月です。

9番は再設定で、土佐山田町山田の農地、980㎡を[]の[]さんが借り受け、オクラを栽培します。賃貸借権で期間は3年です。

10番も再設定で、土佐山田町山田の農地、1,184㎡を9番と同じ[]さんが借り受け、オクラ、ニンニクを栽培します。賃貸借権で期間は3年です。

11番は新規で、土佐山田町佐野の農地、4,346㎡を[]の[]さんが借り受け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

12番も新規で、土佐山田町新改の農地2筆、合計1,378㎡を[]の[]さんが借り受け、オクラを栽培します。賃貸借権で期間は7年です。

13番も新規で、土佐山田町神通寺の農地5筆、合計2,400㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

14番も新規で、土佐山田町の農地、1,930㎡を[]の[]さんが借り受け、キャベツを栽培します。使用貸借権で期間は1年です。

15番も新規で、土佐山田町の農地、1,694㎡を14番と同じ[]さんが借り受け、キャベツを栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

16番も新規で、土佐山田町中野、岩次の農地3筆、合計2,918㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

17番も新規で、土佐山田町中野の農地2筆、合計2,077㎡を16番と同じ[]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

以上です。

議長

はい、有難うございました。関係する[]さんが文書には出ておりますけども今日は欠席してますので退席をせずにですね、進めたいと思いますので、議案第5号香美市農用地利用集積計画についてのご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

ごめん、3ページにですね、受人の解約の中に受人の[]さん、そして

次に、今度どっかで借りちゅうよね。そういう場合はどうなるがで。高齢化で返しちよらあね、けんど別の場所で借りちゅうけんど、高齢化っていうのは、妙に理由的におかしゅうないかと思うけんど。そこのところの判断はどういうふうに見るか私も借って無いけんど、知りませんけんど、高齢化でよう作らんなった人が別の場所でまた借りて作るっていうのは何かおかしいような気もするけんど、でもそんな事言いよったら借り手がのうなって耕作放棄地になるきいかんって言えばそれまで

事務局

片一方は作りにくいっていうこともあるかもしれんけどね。

議長

それやったら作りにくいとか書いてくれたら有難いけんど、高齢化と書かれると妙にやりにくいところがある。

ちょっと説明がありましたが、 さんがですね、そこは耕作しやあせざったけれども、保全管理というかそういうことをしてきよった土地ですと。ほんでそれを今度、向こうは辞めたけんど、それは正式に契約をして借りるというふうにしたということですので、ある程度つじつまが合うかなあというふうに思います。以上です。他に何かありませんか。

——質疑なし——

議長

格段無ければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長

それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第6号、香美市農業振興地域計画整備計画の変更についての諮問ですが、これも説明をお願いします。

事務局

議案第6号 香美市農業振興地域整備計画の変更について説明を致します。

1番、香北町有瀬字下モ杉ノ下102番1、面積は165㎡。申請地上の倉庫は、平成20年に近隣の 建設時に作業員用として設置されたものであり、申請地は、平成15年頃より原野化しており、現在は、倉庫の使用を の従業員用に許可しています。農振除外後は非農地の手続きをする予定です。

2番、香北町有瀬字下モ杉ノ下101番、面積は374.5㎡。申請地は、現在、 の駐車場兼道路として使用しています。今回、 に隣接するオートキャンプ場の進入路として使用するため、除外申請をするものです。県道からの進入路としては、この道路以外には道はないものです。

以上です。

議長

議案6号につきまして説明が終わりましたが、皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長

格段無いようですので、既に がこういうふなことでですね、駐車場として整備されちゅうところもあるわけですが、やっぱり地域に根付いてですね、こういう、まあ場所があつてここを利用するような人がおつてですね、あ

る程度その地域の発展のために尽くされると思いますので、これから先オートキャンプ場とかいろんなことで地域を盛り上げていくというふうな気持ちもあろうと思いますので、その書類の提出が若干遅れたということもあろうかと思いますが、議案第6号について格段ご質問ありませんか。

無ければですね採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議

長

それでは議案第6号香美市農業振興地域計画整備計画の変更について諮問がありますが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議

長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは議案第7号にその他の件とありますが、事務局何かありますか。

無ければですね、あといつものように推進員の皆さん方とですね、意見交換会というふうなことであります。

閉会（13時59分）

、上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心 一 

署

名

人

岡 本 博 臣 

署

名

人

竹 平 豊 久 